

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

助成対象範囲	治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植							妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）
		薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
							胚移植	黄体期補充療法		薬品投与 （自然周期で行う場合もあり）	胚移植	黄体期補充療法		
	平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	

助成対象	A	新鮮胚移植を実施											
	B	凍結胚移植を実施＊											
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
	E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止											
	F	採卵したが卵が得られない または状態のよい卵が得られないため中止											
対象外	G	卵胞が発育しない または排卵終了のため中止											
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止											

＊B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

＊採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

○ 生殖補助医療の助成対象範囲

- ・ 妊娠に至った場合には、胎嚢の確認日までを治療期間とします。
- ・ 医師の判断により、治療が中止になった場合にも助成の対象となります。（D、E、F）

○ 男性不妊治療の助成対象範囲 ※上表のCの治療を除く

生殖補助医療に至る過程の一環として、精子を精巣または精巣上体から採取する手術（精子凍結を含む）で、生殖補助医療の治療終了日の属する年度またはその前年度に行われた手術が対象です。

例）精巣内精子回収法（TESE（C-TESE、M-TESE））、精巣上体精子吸引法（MESA）、精巣内精子吸引法（TESA）、経皮的精巣上体精子吸引法（PESA）など

○ 助成の対象外となる主なもの

- ・ 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合は対象外です。
- ・ 予防接種やがん検診、治療開始前や生殖補助医療に関わらない検査料（不妊の原因を見つける検査、貧血検査、梅毒などの性感染症検査、B型肝炎検査料など）、原因疾患の治療、サプリメント、証明書等文書作成料、郵送料、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料や保管料、治療に係る入院費・食事代、男性不妊治療以外の夫の治療費などは対象外です。
- ・ 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療および代理懐胎によるものは対象外です。